

環水大総発 1603313 号

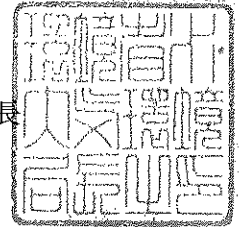
平成 28 年 3 月 31 日

一般社団法人 全国建設業協会

会長 近藤晴貞 殿

環 境 省

水・大気環境局長



技能労働者への適切な賃金水準の確保について

本日、平成 28 年 4 月 1 日から適用する除染特別地域内における除染等工事に係る設計労務単価（以下「新労務単価」という。）を別添のとおり決定・公表しました。これにより、各職種において設計労務単価が上昇することとなります。

つきましては、本日付の新労務単価が確実に技能労働者の賃金引き上げにつながり、処遇改善等を通じて若年層の除染事業への入職が促進されるよう、貴団体傘下の除染等工事に参入している建設業者に対して、下記の措置を講じるなど適切に対応するよう周知徹底をお願い致します。

記

ご承知のとおり、平成 26 年 6 月 4 日に、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号）の改正が行われ、同法においては、公共工事の受注者は、基本理念にのっとり、契約された公共工事を適正に実施し、下請契約を締結するときは、適正な額の請負代金での下請契約の締結に努めること（第 8 条第 1 項）、技術者、技能労働者等の育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めること（第 8 条第 2 項）等が受注者の責務として位置づけられている。

公共工事設計労務単価の上昇は、直接的には発注者が積算する予定価格の上昇につながるが、これを技能労働者の処遇改善につなげるためには、建設業界全体が一定の共通認識を持った上で、取組を進める必要がある。このため、元請業者においては適切な価格での下請契約の締結を徹底するとともに、下請業者に対し、技能労働者への適切な水準の賃金の支払を要請する等の特段の配慮をすること。また、専門工事業者においては、雇用する技能労働者の賃金水準の引き上げを図ること。